

**【図根三角点】**

四等三角点として国土地理院が承認した基準点で、主にコンクリート構造物に設置してある。  
※一集落3箇所程度



**【図根多角点、細部図根点】**

他道路上30m～50m程度の範囲内に基準点が設置してある。



**【境界杭(鉄)】**

官民及び民民境界、筆の折れ点箇所に設置してある鉄。  
通常側溝のきわや塀ブロック等のきわに打ち込まれているが、道路上に打ってある場合もある。

